

田上町立羽生田小学校

いじめ防止・対応基本方針

～未然防止、早期発見、
即時対応、早期解決を推進する～

令和3年4月（改定）

田上町立羽生田小学校

I はじめに

1 基本理念

全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日頃から、「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備等、学校の内外を問わず、いじめを未然に防止することを旨とする。

また、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、学校、家庭、地域、田上町教育委員会を始めとする関係機関等が連携して、いじめ問題の克服に取り組む。

いじめを行った児童への指導にあたっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させるとともに、当該児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめを認識しながら周りではやし立てたりする児童や、傍観している児童に対しても、それがいじめに間接的に加担する行為であることを自覚させ、全ての児童が、いじめは決して許されない行為であることを十分理解できるようにする。

2 いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様がある※3ことから、いじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

※3 具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（※1～※3は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」による）

3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項

- いじめを受けたとされる児童の聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ不登校対策委員会」）」において判断する。

- 外見的には遊びやけんかに見える行為でも、見えない所で被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあること等を踏まえ、状況等の確認を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、いじめたとする行為を行った児童に対する教育的な指導を適切に行う。（例：SNS上での悪口等）
- いじめに該当すると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合は限らない。好意で行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教職員の指導によらず良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、校内の「いじめ不登校対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談するものとし、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めるものとする。

4 いじめの防止等に関する留意事項

いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校はもとより、社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければならない。また、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることから、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないように、迅速かつ適切に対応することが重要である。

(1) いじめの防止

児童が、よりよい人間関係を構築できるように社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、また児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、次のような視点からいじめの防止に努める。

- ① 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に、豊かな情操や道徳的心情、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度、主体的に問題の解決に向かおうとする構え等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。
- ② 全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、児童の「居場所づくり」を進めるとともに、児童同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を得られるようにする。
- ③ 児童がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童がいじめに向かわないようストレスに適切に対応できる力を育む。
- ④ いじめの問題への取組の重要性について、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

いじめに迅速に対処するには、早期発見が不可欠である。そのため、教職員はもとより、児童や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめへの対処

学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合、直ちに、いじめを受け

たとされる児童及びいじめの疑いを知らせてきた児童の安全を確保することや、いじめを行ったとされる児童に事情を確認した上で適切に指導すること等、組織的に行う。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守るため、学校とPTAや地域の関係団体等は、いじめの問題について協議する機会を設けるとともに、組織的に協働する体制を構築する等、連携を図る。

家庭においては、法第9条に示された保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。また、学校がいじめの疑いを発見し、通報を受けた場合には、虐待の恐れ等特別な事情がない限り、いじめを受けたとする児童の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。また、いじめを行ったとする児童についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

地域においては、いじめを防止することの重要性について理解を深め、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるよう努めることが大切である。

(5) 田上町教育委員会を始めとする関係機関との連携

いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合等において、関係機関と適切に連携して対処するため、学校は、日頃から情報共有体制を構築しておく。そのため、毎月、田上町教育委員会に「いじめの認知並びに対応等について（報告）」を提出し、いじめの発生状況、解決に向けた指導、解決の状況等の情報共有に努める。

II いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

1 いじめ防止・対応基本方針を定める意義

- (1) 特定の教職員が問題を抱え込まず、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- (2) いじめ発生時の対応をあらかじめ示すことで、児童及びその保護者に対し、安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- (3) いじめを行った児童に対する成長支援の観点を位置付けることで、いじめを行った児童への支援につながる。

2 いじめ防止・対応基本方針の内容

- (1) いじめの防止に向けた取組、早期発見・いじめ事案への対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修の取組も含めた、年間を通じた学校いじめ対策組織の活動を具体的に定める。
- (2) いじめに向かわない態度・能力の育成等いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりのために、いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- (3) (2)を徹底するために、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対応等の在り方について具体的な取組を盛り込むことに努める。また、いじめを行った児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。
- (4) 生徒指導に係る研修資料を活用した校内研修等、教職員の資質能力の向上を図る取組や、いじめの防止等に関する取組方法を定める。

3 いじめ防止・対応基本方針の策定上の留意事項

- (1) 策定や見直しにあたっては、保護者、地域住民、関係機関等の意見を取り入れた「いじめ防止・対応基本方針」となるように努める。また、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れる等、児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。

- (2) 策定した「いじめ防止・対応基本方針」は、入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明するとともに、学校のホームページに掲載する等して、保護者や地域住民が「いじめ防止・対応基本方針」の内容を容易に確認できる措置を講ずる。
- (3) 「いじめ防止・対応基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定する。達成状況を学校いじめ対策組織を中心に評価してPDCAサイクルを盛り込む等によって、学校の実情に即して適切に機能しているか等、必要に応じて見直す。
- (4) 各学校は、法第22条に基づき、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、即時対応及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置する。
- ① 「いじめ不登校対策委員会」の組織構成
校長、教頭、教務主任、生活指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー等から、組織的対応の中核として機能するように学校の実情に応じて校長が組織する。
- ② 「いじめ不登校対策委員会」の役割
「いじめ不登校対策委員会」は、いじめの未然防止、いじめの早期発見・即時対応及びいじめへの対処等、学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたっての中核となる役割を担うものであり、具体的には、次のような役割を担う。
- ア いじめの未然防止のため、「いじめが起きにくい」、「いじめを許さない」校内環境を構築する。
- イ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核となる。
- ウ いじめの早期発見、適切かつ迅速な対応のための相談、通報の窓口となる。
- エ 児童のいじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- オ いじめを受けた児童、いじめを行った児童に対する支援、指導の体制、対応方針の決定と対応を組織的に実施する。
- (5) 「いじめ不登校対策委員会」への報告と記録の保存
「いじめ不登校対策委員会」が情報の収集と記録、共有を行うことができるよう、各教職員はいじめの兆候や懸念、児童からの訴えを一人で抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせず、全て同組織に報告、相談する。
当該組織に集められた情報は個別の事案ごとに記録（メモ等を含む）し、情報の共有化を図るとともに、記録は卒業、転出後3年間保存する。また、児童の進学・進級時に適切に引き継いだり、情報提供したりする。
- (6) いじめの未然防止等の取組
- ① いじめの未然防止
- ア 児童の豊かな情操と道徳的心情を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- イ 「いじめ見逃しゼロスクール集会」等、児童が主体的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。
- ウ 教職員や友達とよい人間関係の中で児童が他者との交流や関わり合い等を通して、互いを認め合う学校風土を醸成する。困難に対し他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度等、児童の社会性を育成することに努める。
- エ 教職員は、自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- オ 特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な

支援に当たるとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

② いじめ防止学習年間予定

学校行事・児童会行事にいじめ防止のねらいと指導を入れる。

月	活 動 予 定
4	1年生を迎える会 子どもを語る会①
5	「先生とお話タイム」①
6	Q-U検査①
7	子どもを語る会②
9	おりづる子ども会行事①
10	運動会 いじめ見逃しゼロスクール集会 「先生とお話タイム」②
11	町いじめ見逃しゼロスクール集会 Q-U検査②
12	子どもを語る会③
1	おりづる子ども会行事②
2	6年生を送る会週間
3	6年生を送る会 子どもを語る会④

(7) いじめの早期発見の取組

- ① いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけあいを装って行われたりする等、気付きにくく判断しにくい場合が多いことから、日頃から児童の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかという危機意識をもって、適切に関わり、積極的な認知に努める。
- ② 児童が自らSOSを発信した場合、児童にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- ③ 学校と保護者は、いじめの兆候をいち早く把握できるように、児童の学校や家庭での様子を注意深く観察し、気になったことを連絡し合う等連携に努める。
- ④ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、校内相談窓口等の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して児童の見守りを継続する。
- ⑤ 日常の教育活動や生活記録ノート、連絡帳等の活用などを通じ、児童や保護者が心を開き、相談できるような人間関係づくりと体制づくりに努める。

取組事項	内 容
観察・記録	学校生活における児童の様子を観察し記録する。
いじめ調査	学校生活に対する児童アンケート
教育相談	担任が学級児童全員を対象に個別に対話を通して情報収集
Q-U検査	Q-U検査を実施し、学級の間人間関係を把握
情報収集	職員・保護者・地域からの子ども情報を広く集める工夫
カウンセリング	専門家のカウンセリングを依頼

(8) いじめへの即時対応

- ① いじめの疑いを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ不登校対策委員会」を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童及びいじめの疑いを知らせてきた児童を徹底して守り通す。
- ② いじめを行った児童に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、当該児童が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。

- ③ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携の下、適切な対応を図る。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。
- ④ いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。
- ア いじめに係る行為が止んでいること
いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とする。「いじめ不登校対策委員会」において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。
学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた、いじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で「いじめ不登校対策委員会」において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。
- ⑤ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、直ちに削除するための措置をとる。必要に応じて、警察署等の関係機関の協力を得るものとする。
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める場合は、直ちに教育委員会及び警察署等の関係機関に相談して対処する。

(9) 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童の中には、他の児童とのかかわりの中で、自分の思いや苦しさを表現することが困難な場合があることから、このような児童に対するいじめの未然防止や発生したいじめを早期に発見して解消を図るためには、全教職員の共通理解に基づく支援体制が必要である。

(10) 取組の評価と改善

学校評価等を活用して、いじめ防止等の施策に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて改善を図る。

IV 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

(1) 重大事態

① 重大事態の意味

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合等、児童生徒の状況に着目して判断する。

イ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、重大事態と捉え、速やかに調査に着手する。

ウ その他の場合

児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

児童や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。

2 重大事案の調査及び報告

(1) 調査の留意事項

- ① 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
- ② 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施にあたっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先して行う。
- ③ 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、予め調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- ④ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ⑤ 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするのではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査にあたる。
- ⑥ いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合
 - ア いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - イ いじめを行った児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
 - ウ いじめを受けた児童の状況に応じた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ⑦ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童の入院や死亡等の場合）、当該児童の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。
- ⑧ 学校は、「いじめ不登校対策委員会」を活用し、第三者（外部の専門家等）を加えた組織又は、新たな調査組織（第三者調査委員会）を組織することも検討する。組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(2) 調査の趣旨及び調査主体

教育委員会は、学校から重大事態の発生について報告を受けた場合は、その事案の調査を行う調査主体やどのような調査組織にするかを判断する。調査主体は、学校が主体となって行う場合と教育委員会が主体となって行う場合が想定され、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を実施する。

なお、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。

また、学校が主体となって調査に着手した場合でも、その後、教育委員会が必要と認めるときは、教育委員会が主体となって調査を行う。

(3) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。

学校が調査を行う場合は、学校に設置する「いじめ不登校対策委員会」を母体として、校長が「調査委員会」を設置する。

教育委員会が調査を行う場合の組織構成については、専門機関の関係者、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(4) その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、学校と連携の上、児童に関して、出席停止措置の運用や、いじめられた児童の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童の支援のための弾力的な対応を検討する。

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童、保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする可能性があることから、教育委員会及び学校は、児童や保護者へのケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(5) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供にあたっては、学校又は教育委員会は、他の児童のプライバシーに配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告する。